

みどり市結婚新生活支援補助金に関するQ&A (令和8年度版)

【目次】

1. 申請について

Q1-1	事前相談は必要ですか。
Q1-2	事前相談の時点で、住宅の住所は確定している必要がありますか。
Q1-3	事前相談期間が過ぎてしまいました。急遽、費用が発生したため申請したいです。事前相談をしていない場合でも、申請期間内であれば申請できますか。
Q1-4	郵送で申請できますか。
Q1-5	みどり市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。
Q1-6	夫婦の一方が外国人の場合、対象になりますか。
Q1-7	夫婦の双方が外国人の場合、対象になりますか。
Q1-8	再婚の場合は対象になりますか。
Q1-9	夫婦の双方又は一方の親等の親族が同居する場合は、対象になりますか。
Q1-10	生活保護受給世帯は対象になりますか。
Q1-11	公営住宅の入居者は対象になりますか。
Q1-12	移住支援金（他自治体を含む）と併用できますか。
Q1-13	空き家改修補助金（他自治体を含む）と併用できますか。
Q1-14	補助金の上限額に申請額が満たない場合はどうすれば良いですか。
Q1-15	夫婦の年齢要件（39歳以下）は、いつの時点で判定しますか。
Q1-16	夫婦の年齢が令和8年度申請時に29歳、翌年度に30歳となる場合、継続申請（翌年度に再度申請する場合）する際の補助上限額は60万円と30万円のどちらになりますか。
Q1-17	夫婦の年齢が令和8年度申請時に39歳、翌年度に40歳となる場合、継続申請（翌年度に再度申請する場合）の対象になりますか。
Q1-18	初回申請時から継続申請時の間で住所が変更していた場合、補助金の上限額に影響はありますか。
Q1-19	戸籍謄本はどこで請求できますか。
Q1-20	住民票（世帯全員）に載せる項目は何ですか。
Q1-21	申請要件の講座の内容を教えてください。
Q1-22	講座はどこで受講できますか。
Q1-23	講座の受講はどのように確認しますか。
Q1-24	医療機関での妊娠・出産に関する相談を行った場合、どのように確認しますか。
Q1-25	夫婦のどちらか片方しか受講していない場合は対象になりますか。
Q1-26	継続申請（翌年度に再度申請する場合）の場合も、講座等の受講又は実施は必要ですか。
Q1-27	資格認定申請の場合も、講座等の受講又は実施は必要ですか。

2. 所得について

Q2-1	所得の確認方法を教えてください。
Q2-2	いつの所得で判定するのですか。
Q2-3	所得を証明する提出書類は、源泉徴収票でも構いませんか。
Q2-4	夫婦の所得は、どのように計算すればよいですか。

Q2-5	世帯の所得が令和8年度申請時は500万円未満、翌年度は500万円以上となった場合、継続申請（翌年度に再度申請する場合）の対象になりますか。
Q2-6	非課税の場合でも所得課税証明書は必要ですか。
Q2-7	貸与型奨学金の期間及び返済額はどのように確認するのですか。
Q2-8	貸与型奨学金の返済を滞納していた場合、所得から控除できますか。
Q2-9	結婚新生活支援補助金は、所得税法上のどの所得区分に該当しますか。

3. 対象経費について

【取】住宅取得 【リ】リフォーム 【賃】賃借 【引】引っ越し

Q3-1	【取・賃】住宅取得及び住宅賃借について、対象となる費用はどのようなものですか。
Q3-2	【リ】住宅のリフォームについて、対象となる費用はどのようなものですか。
Q3-3	【リ・賃】賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか。
Q3-4	【取・リ・賃・引】銀行の口座振替/振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。
Q3-5	【取・リ】住宅の所有者が夫婦以外の者である場合は、補助の対象になりますか。
Q3-6	【取・リ・賃】夫婦以外の名義で契約した費用は、補助の対象になりますか。
Q3-7	【取・リ・賃・引】夫婦以外の者が費用を支払った場合は、補助の対象になりますか。
Q3-8	【取・リ】住宅の購入又はリフォームの際に、国の補助金を利用した場合は対象になりますか。
Q3-9	【取・リ・賃・引】婚姻日より前に住宅取得、リフォーム、賃借又は引っ越しを行った場合は対象になりますか。
Q3-10	【取・リ・賃・引】令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻した又は婚姻する予定だが、令和9年3月31日までに費用が発生せず、令和9年度に支払い予定の場合は対象になりますか。
Q3-11	【取・リ・賃・引】資格認定申請の時点で、申請に係る住宅の住所は確定している必要がありますか。
Q3-12	【賃】住宅賃借費用について、婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している場合は対象になりますか。
Q3-13	【賃】住宅賃借費用の申請にあたり、住居手当の支給状況を証明するための給与明細は、どの月分を提出すればよいですか。
Q3-14	【賃】住宅賃借費用の申請にあたり、住居手当がない場合でも住居手当の支給状況を証明できる書類は必要ですか。
Q3-15	【賃】他の公的な家賃補助を受けている場合、対象になりますか。
Q3-16	【引】引っ越し費用について、対象となる費用はどのようなものですか。
Q3-17	【引】新たに購入した家具などを申請に係る住宅へ直接配送してもらう費用は、対象になりますか。

1. 申請について

Q1-1	事前相談は必要ですか。
------	-------------

A. 「本申請」と「資格認定申請」のいずれの場合も必ず事前相談が必要です。

事前相談の受付期間は【令和8年4月1日（水曜）から11月30日（月曜）まで】です。

電話又はこども課の窓口にてご相談ください。

※事前相談では、居住予定地域とおおよその所得額をお伺いしますので、あらかじめご確認ください。

Q1-2	事前相談の時点で、申請に係る住宅の住所は確定している必要がありますか。
A.	確定している必要はありません。事前相談の段階では、居住予定地域など検討中の内容でも構いません。
Q1-3	事前相談期間が過ぎてしまいましたが、急遽、費用が発生したため申請したいです。事前相談をしていない場合でも、申請期間内であれば申請できますか。
A.	申請できません。 事前相談の期間内に事前相談をされていない場合は、申請の期間内であっても申請することはできません。
Q1-4	郵送で申請できますか。
A.	申請できます。 郵送にて申請をご希望の場合は、こども課まで事前にご相談ください。 【送付先】 〒376-0192 群馬県みどり市大間々町大間々1511番地 みどり市役所こども課 結婚支援担当 行 ※郵送の場合の費用は申請者のご負担となりますので、ご了承ください。
Q1-5	みどり市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。
A.	対象になります。 申請時点で、夫婦の双方又は一方がみどり市内に住民登録されていれば対象となります。ただし、夫婦の双方又は一方の住民票に記載されている住所が、申請に係る住宅の住所である必要があります。
Q1-6	夫婦の一方が外国人の場合、対象になりますか。
A.	日本方式の婚姻をしていれば、対象になります。 外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載※していれば対象になります。 ※【法務省 HP より一部抜粋】 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji15.html#name5 外国の法律上有効に婚姻が成立し、その国が発行する婚姻に関する証書の謄本が交付されている場合（このようにして成立した婚姻を「外国方式の婚姻」といいます）には、あなたの戸籍に婚姻の事実を記載する必要がありますので、婚姻成立の日から3か月以内に、婚姻に関する証書の謄本（日本語訳の添付が必要です）を、日本の在外公館に提出するか、本籍地の市役所、区役所又は町村役場に提出又は郵送する必要があります。
Q1-7	夫婦の双方が外国人の場合、対象になりますか。
A.	日本方式の婚姻をしていれば、対象になります。 夫婦の双方が外国人の場合、婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の代わりに婚姻届受理証明書をご提出ください。
Q1-8	再婚の場合は対象になりますか。
A.	対象になります。 ただし、夫婦の双方又は一方が本補助金（他の自治体による同様の趣旨の補助金等を含む）を受けたことがある場合は対象外です。
Q1-9	夫婦の双方又は一方の親等の親族が同居する場合は、対象になりますか。
A.	対象になります。 ただし、費用にかかる契約の名義は夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていない限りなりません。

Q1-10	生活保護受給世帯は対象になりますか。
A.	対象になります。 ただし、生活保護による扶助を受給している場合、その部分は対象になりません。 補助金を受け取った場合には必ず生活保護担当課(社会福祉課)へ収入申告をしてください。
Q1-11	公営住宅の入居者は対象になりますか。
A.	対象になります。 ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とします。
Q1-12	移住支援金(他自治体を含む)と併用できますか。
A.	併用できません。
Q1-13	空き家改修補助金(他自治体を含む)と併用できますか。
A.	併用できません。 空き家改修補助金に限らず、過去に住宅取得及びリフォームに係る公的な補助を受けている場合は対象になりません。
Q1-14	補助金の上限額に申請額が満たない場合はどうすれば良いですか。
A.	補助金の上限に達していなくても、申請は1年度あたり1回までとなります。 ただし、申請額が上限額に達しなかった場合は、翌年度に限り継続して申請することができますので、翌年度に費用が発生する場合は、翌年度申請時に残額分を申請してください。 ※令和9年度の申請情報については、令和9年度に市ホームページなどで公開する予定です。
Q1-15	夫婦の年齢要件(39歳以下)は、いつの時点で判定しますか。
A.	婚姻日における年齢で判定します。 申請日時点で40歳以上であっても、婚姻日時点で39歳以下であれば対象になります。
Q1-16	夫婦の年齢が令和8年度申請時に29歳、翌年度に30歳となる場合、継続申請(翌年度に再度申請する場合)する際の補助上限額は60万円と30万円のどちらになりますか。
A.	60万円になります。
Q1-17	夫婦の年齢が令和8年度申請時に39歳、翌年度に40歳となる場合、継続申請(翌年度に再度申請する場合)の対象になりますか。
A.	対象になります。
Q1-18	初回申請時から継続申請時の間で住所が変更していた場合、補助金の上限額に影響はありますか。
A.	上限額は、申請に係る住宅の住所により算定するため、初回申請時から継続申請時の間で金額が変更となる可能性があります。
例:	<令和8年度申請時> 夫婦ともに29歳以下で東町に居住: 上限額100万円(60万円+加算40万円) <令和9年度申請時(継続)> 夫婦ともに29歳以下で笠懸町に居住: 上限額60万円 上記の場合、令和8年度申請時の交付額が上限額に達しておらず、令和9年度に継続申請する場合でも上限額は60万円となります。 (例1: 令和8年度に50万円交付された場合、令和9年度は差額の10万円が申請可能) (例2: 令和8年度に70万円交付された場合、令和9年度は申請不可)

Q1-19 戸籍謄本はどこで請求できますか。

- A. 本籍地のある自治体、最寄りの自治体（非対応の自治体もあります）、コンビニのマルチコピー機（本籍地と住民登録地が異なる場合は事前に本籍地で利用登録申請が必要）で請求することができます。

Q1-20 住民票（世帯全員）に載せる項目は何ですか。

- A. 「世帯主・続柄」のみ載せてください。「本籍・筆頭者」「マイナンバー」「住民票コード」は不要です。

Q1-21 申請要件の講座の内容を教えてください。

- A. 講座は、結婚や家庭を持つことを見据えてライフプランを考える「ライフデザイン支援講座」をはじめ、次のような内容を対象としています。
- ・ライフデザイン支援講座（乳幼児とのふれあい体験や子育て世帯との意見交換を含む）
 - ・プレコンセプションケアに関する講座（妊娠・出産に関する健康づくりの講座）
 - ・医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - ・共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画を含む）
- これらのいずれかを夫婦で受講又は実施している必要があります。

Q1-22 講座はどこで受講できますか。

- A. 講座の情報は、市ホームページ「結婚新生活支援補助金のご案内」内の「【必須】講座等の受講又は実施について」に掲載しています。

Q1-23 講座の受講はどのように確認しますか。

- A. 申請書（様式第1号）の「受講した講座等」欄に、受講した内容をチェックしてください。受講の確認は、申請時に窓口で申請書の内容をもとに行いますので、受講証明書等の提出は不要です。

Q1-24 医療機関での妊娠・出産に関する相談を行った場合、どのように確認しますか。

- A. 不妊治療や妊活相談等で通院していることが分かる書類（診察券、領収書、通院記録など）の写しの提出により確認します。
- なお、内容が確認できるものであれば、診断書の提出は不要です。

Q1-25 夫婦のどちらか片方しか受講していない場合は対象になりますか。

- A. 夫婦ともにいずれかの講座を受講している必要があります。

Q1-26 継続申請（翌年度に再度申請する場合）の場合も、講座等の受講又は実施は必要ですか。

- A. 継続申請の場合は、2回目の講座等の受講又は実施は不要です。
- ただし、令和7年度に交付決定を受け、令和8年度に再度申請する場合は、講座等の受講又は実施が必須となります。

Q1-27 資格認定申請の場合も、講座等の受講又は実施は必要ですか。

- A. 資格認定申請時は、講座等の受講又は実施は不要です。次の年度に交付申請を行う時点で受講又は実施していれば対象となります。

2. 所得について

Q2-1	所得の確認方法を教えてください。
------	------------------

A. 所得は、収入から必要経費を引いた金額のことを指します。

給与所得者の方：会社から配布される源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄をご覧ください。

自営業の方：1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。確定申告を行った方は、申告を行った「第1表」控えの、所得金額等「合計」の欄をご覧ください。

※複数の所得がある場合は、この限りではありません。

Q2-2	いつの所得で判定するのですか。
------	-----------------

A. 4～6月の申請では前年度の所得課税証明書（前々年1月1日～12月31日の所得）で判定します。7～2月の申請では申請年度の所得課税証明書（前年1月1日～12月31日の所得）で判定します。

・令和8年4月～6月に申請する場合

→令和7年度の所得課税証明書（令和6年1月1日～12月31日の所得）で判定

・令和8年7月～令和9年2月に申請する場合

→令和8年度の所得課税証明書（令和7年1月1日～12月31日の所得）で判定

令和8年度						令和9年度										
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和7年度の所得課税証明書 (令和6年1月1日～12月31日の所得)			令和8年度の所得課税証明書 (令和7年1月1日～12月31日の所得)						同左			令和9年度の所得課税証明書 (令和8年1月1日～12月31日の所得)				

Q2-3	所得を証明する提出書類は、源泉徴収票でも構いませんか。
------	-----------------------------

A. 所得課税証明書が必要です。

源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与や手当以外に収入があった場合に把握することができないため、各年度の1月1日時点で住民登録があった自治体が発行する所得課税証明書が必要です。

例：令和7年度（令和6年中の所得）は令和7年1月1日時点

令和8年度（令和7年中の所得）は令和8年1月1日時点

Q2-4	夫婦の所得は、どのように計算すればよいですか。
------	-------------------------

A. 所得課税証明書をもとに所得を合算します。合計所得金額が500万円未満であれば申請が可能です。

【夫婦の収入が給与収入のみの場合の計算例】

給与の年収	給与所得控除	給与所得額
夫：400万円	－ 124万円	＝ 276万円
妻：320万円	－ 104万円	＝ 216万円

夫婦の合計所得 492万円 ← この金額が500万円未満の夫婦が対象です。

ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう）の返済を現に行っている場合、夫婦の合計所得金額から夫婦の貸与型奨学金の返済額を控除した金額が、最終的な夫婦の所得となります。

Q2-5	世帯の所得が令和8年度申請時は500万円未満、翌年度は500万円以上となった場合、継続申請（翌年度に再度申請する場合）の対象になりますか。
------	---

A. 対象になります。

Q2-6	非課税の場合でも所得課税証明書は必要ですか。
------	------------------------

- A. 必要です。
非課税の方は非課税証明書を取得してください。

Q2-7	貸与型奨学金の期間及び返済額はどのように確認するのですか。
------	-------------------------------

- A. 返済額の期間は、所得を算出した期間と同様の期間を指します。
返済額は、奨学金返還証明書により確認しますが、奨学金の証明書の発行が難しい場合は、返済に係る領収書や通帳の写しにより確認します。

例：令和8年度所得課税証明書（令和7年1月1日～12月31日の所得）で判定した場合、令和7年1月1日～12月31日に返済した金額が控除の対象になります。

Q2-8	貸与型奨学金の返済を滞納していた場合、所得から控除できますか。
------	---------------------------------

- A. 控除できません。
Q2-7における対象期間で滞納している金額については、控除の対象になりません。

Q2-9	結婚新生活支援補助金は、所得税法上のどの所得区分に該当しますか。
------	----------------------------------

- A. 一時所得に該当します。
また、他の一時所得とされる所得との合計金額が特別控除（最大50万円）を超えた額については、所得税が課税されることとなり、確定申告をする必要があります。税に関するご不明点等は、お近くの税務署にご相談ください。

3. 対象経費について

【取】住宅取得 【リ】リフォーム 【賃】賃借 【引】引っ越し

Q3-1	【取・賃】住宅取得及び住宅賃借について、対象となる費用はどのようなものですか。
------	---

- A. 住宅取得については、建物の取得費用が対象です。
また、住宅賃借については、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が対象です。
ただし、下記の費用については対象外です。
土地購入代、住宅ローン手数料・利息、駐車場代、鍵交換代、物件のクリーニング費用（エアコンを含む）、自治会費、保証金、更新料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、家電購入費用、不用品の処分費用、エアコンの移設及び設置費用、電気やガスなどの代行サービス料
※上記以外の費用に関してご不明点がある場合は、別途ご相談ください。

Q3-2	【リ】住宅のリフォームについて、対象となる費用はどのようなものですか。
------	-------------------------------------

- A. 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象です。

ただし、下記の費用については対象外です。

- ・倉庫、車庫に係る工事費用
- ・門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
- ・車庫、カーポート、物置等の設置に係る工事費用
- ・エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用
- ・電話、インターネット等の配線工事費用
- ・DIYの材料費
- ・敷地の造成費用

※上記以外の費用に関してご不明点がある場合は、別途ご相談ください。

Q3-3	【リ・賃】賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか。
------	-----------------------------

- A. 対象になります。
ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用等は対象外です。

Q3-4	【取・リ・賃・引】銀行の口座振替/振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。
------	---

- A. 支払った方（口座名義）や支払日、支払先、内訳、支払金額が確認できる書類が必要です。万が一、スマートフォンのアプリケーション等でしか確認できない場合は、該当箇所のスクリーンショット等のコピーをご提出ください。

<銀行の口座振替/振込の場合>

通帳の写し（口座名義や口座番号が確認できる見開きページ及び対象経費の引き落としが確認できる箇所）をご提出ください。

<クレジットカード払いの場合>

- ① 利用明細（各月の利用総額及び対象経費部分が確認できる箇所）
- ② 利用料の引き落とし口座の通帳の写し（口座名義や口座番号が確認できる見開きページ及び各月の利用総額の引き落としが確認できる箇所）をご提出ください。

Q3-5	【取・リ】住宅の所有者が夫婦以外の者である場合は、補助の対象になりますか。
------	---------------------------------------

- A. 対象になります。
ただし、次の Q3-6 及び Q3-7 にあるとおり、各種契約や支払いについては、夫婦のいずれかが行っている必要がありますので、ご注意ください。

Q3-6	【取・リ・賃】夫婦以外の名義で契約した費用は、補助の対象になりますか。
------	-------------------------------------

- A. 対象になりません。
夫婦のいずれかの名義で契約している必要があります。

Q3-7	【取・リ・賃・引】夫婦以外の者が費用を支払った場合は、補助の対象になりますか。
------	---

- A. 対象になりません。
夫婦のいずれかが支払いをしている必要があります。

Q3-8	【取・リ】住宅の購入又はリフォームの際に、国の補助金を利用した場合は対象になりますか。
------	---

- A. 対象になりません。

Q3-9	【取・リ・賃・引】婚姻日より前に住宅取得、リフォーム、賃借又は引っ越しを行った場合は対象になりますか。
------	---

- A. 対象になりません。
婚姻日以降に支払った費用が対象です。

Q3-10	【購・リ・賃・引】令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻した又は婚姻する予定だが、令和9年3月31日までに費用が発生せず、令和9年度に支払う予定の場合は対象になりますか。
-------	---

- A. 対象になります。
住宅建築・リフォーム中による支払い前、家賃支払い前などにより令和9年3月31日までに費用が発生しない場合は、令和9年1月29日（金曜）までに資格認定申請をして認定されることで、令和9年度に補助を受けることができます。
※令和9年度の申請情報については、令和9年度に市ホームページなどで公開する予定です。

Q3-11	【購・リ・賃・引】資格認定申請の時点で、申請に係る住宅の住所は確定している必要がありますか。
-------	--

- A. 確定している必要はありませんが、申請時点で夫婦の双方又は一方がみどり市内に住民登録されている必要があります。
- 例えば、実家に居住している場合は、実家の住所で申請することが可能です。
- なお、その後に申請に係る住宅の住所が変更となる場合は、令和9年度の申請時に、実際に居住する住宅の住所で申請してください。
- ※補助対象となる費用は、申請に係る住宅に関するものに限られます。

Q3-12	【賃】住宅賃借費用について、婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している場合は対象になりますか。
-------	--

- A. 婚姻日より前に発生した費用は対象になりませんが、婚姻日以降に発生した費用は対象になります。

Q3-13	【賃】住宅賃借費用の申請にあたり、住居手当の支給状況を証明するための給与明細は、どの月分を提出すればよいですか。
-------	--

- A. 家賃の対象月ではなく、家賃を支払った月（引き落とし等により実際に支払いが行われた月）に支給された給与明細をご提出ください。
- （例1：8月分の家賃を翌月に支払った場合、9月に支給された給与明細を提出）
- （例2：8月分の家賃を前月に支払った場合、7月に支給された給与明細を提出）

Q3-14	【賃】住宅賃借費用の申請にあたり、住居手当がない場合でも住居手当の支給状況を証明できる書類は必要ですか。
-------	--

- A. 必要です。
- 毎月の給与明細など、住居手当が支給されていない事実を確認できる書類をご用意ください。
- また、みどり市結婚新生活支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）の「同意・宣誓事項」内に、住居手当を受給していないことの宣誓欄がありますので、必ずご署名ください。
- なお、無職や自営業などの理由により、住居手当の支給状況を証明できる書類の提出が難しい場合は、前述の宣誓欄への署名で足りるものとします。

Q3-15	【賃】他の公的な家賃補助を受けている場合、対象になりますか。
-------	--------------------------------

- A. 対象になりません。
- 勤務先からの住宅補助であれば対象となりますが、国や自治体などの公的な家賃補助を受けている場合は、対象になりません。

Q3-16	【引】引っ越し費用について、対象となる費用はどのようなものですか。
-------	-----------------------------------

- A. 引っ越し業者や運送業者※を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象になります。そのため、引っ越し業者や運送業者発行の領収書等により、引っ越し費用であることが確認できない費用は対象外です。
- その他、不用品の処分費用、自身で荷物を運んだ場合のレンタカー費や燃料費、エアコンの移設及び設置費については対象外です。
- ※運送業の許可を受けた事業者

Q3-17	【引】新たに購入した家具などを申請に係る住宅へ直接配送してもらう費用は、対象になりますか。
-------	---

- A. 対象になりません。